

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕 特別医療法人の定款例－ 1 及び 2	〔改正前〕 特別医療法人の定款例－ 1 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)	〔改正前〕 特別医療法人の定款例－ 2 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業
第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
<u>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		
第 4 章 役員	第 4 章 役員	第 4 章 役員
第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	第 13 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。
2 本社の開設 <u>（指定管理者として管理する場合</u>	2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護	2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護

<u>を含む。)</u>する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5（略） 6 監事には、この法人の理事（これら親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員（<u>本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）</u>が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条（略） 2～4（略） 5 監事は、<u>次の職務を行う。</u> (1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（厚生労働大臣）又は社員総会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 第6章 会議	老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5（略） 6 監事には、この法人の理事（これら親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条（略） 2～4（略） 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 第6章 会議	老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～5（略） 6 監事には、この法人の理事（これら親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第14条（略） 2～4（略） 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 第6章 会議
--	--	--

第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u> <u>3 理事会及び評議員会を構成する理事（現在数）又は評議員（現在数）の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の（事業報告及び）決算については、<u>毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> <u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。	第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。	第 22 条 会議は、理事長がこれを招集する。 <u>2 その会議を構成する社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u> <u>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u> 第 7 章 資産及び会計 第 38 条 本社の事業報告及び決算については<u>理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 23 条から第 25 条及び第 28 条の手続きを経て、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 9 章 雑則 第 44 条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。
---	--	--

附 則	附 則	附 則
本社团設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○ 常務理事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 評 議 員 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○	本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○ 常務理事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 評 議 員 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○	本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○ 常務理事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 評 議 員 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 8 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特別医療法人の寄附行為例－ 1 及び 2	〔改正前〕特別医療法人の寄附行為例－ 1 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)	〔改正前〕特別医療法人の寄附行為例－ 2 (平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> <u>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> <u>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設 <u>（指定管理者として管理する場合</u>	医療法人〇〇会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護	医療法人〇〇会寄附行為 第 2 章 目的及び事業 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 3 章 役員 第 9 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護

<u>を含む。)</u>する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6（略） 7 監事は、<u>次の職務を行う。</u> (1) <u>本財団の業務を監査すること。</u> (2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（厚生労働大臣）又は評議員会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u> (6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員（<u>本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。</u>）が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。（本条に、各会議の定員数を定めてもよい。） 2 <u>理事会を構成する理事（現在数）の3分の1以</u>	老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6（略） 7 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 <u>その会議を構成する理事又は評議員の3分の1</u>	老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～6（略） 7 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。本条に、各会議の定員数を定めてもよい。 2 <u>その会議を構成する理事現在数又は評議員現在</u>
--	---	--

上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>理事会</u>を招集しなければならない。 <u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u> <u>4 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の(事業報告及び)決算については、<u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)</u>を作成しなければならない。 <u>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>官報(及び〇〇新聞)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員<u>及び評議員</u>は、次のとおりとする。 理 事 長 〇 〇 〇 〇	以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>その会議</u>を招集しなければならない。 <u>3 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 〇 〇 〇 〇	<u>数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は<u>その会議</u>を招集しなければならない。</u> <u>3 (略)</u> 第6章 資産及び会計 第32条 本財団の事業報告及び決算については、<u>理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第19条及び第22条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u> 第8章 雑則 第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。 附 則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 〇 〇 〇 〇
--	--	--

常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○